

## 議案第1号

基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

基山町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

基山町長 松田 一也

## 基山町条例第 号

基山町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(保有個人情報の開示義務)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、基山町情報公開条例（平成13年条例第20号）第7条第2号イ及びエ（法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。）に掲げる情報とする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、町の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合におい

て、町の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限に関する特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、町の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、町の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。ただし、法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、前項の写しの交付に必要な費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(基山町個人情報保護審査会への諮問)

第10条 町の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する基山町個人情報保護審査会に諮問することができる。

(基山町個人情報保護審査会)

第11条 次に掲げる事務を行うため、基山町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項及び基山町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号。次条において「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 前条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

- 2 審査会は、前項に規定する諮問に応じて答申するほか、この条例により付与された権限に属する事項を行う。
- 3 審査会は、町長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関及び議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。以下この条において同じ。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第17条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第13条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第14条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第15条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第16条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申等の公表等)

第17条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(実施状況の公表)

第18条 町長は、毎年1回、町の機関における法及びこの条例の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第11条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(基山町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に廃止前の基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）（以下「旧条例」という。）第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第12条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた公の施設の管理に関して行う事務に従事している者又は従事していた者

3 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第10号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（旧条例第28条に規定する手数料及び写しの交付に必要な費用を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項各号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務を行う法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本項の罰金刑を科する。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に旧条例第45条第1項の規定により設置された基山町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第11条第3項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、同日に任命されたものとみなされる委員の任期は、第11条第4項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての残任期間とする。

（基山町まちづくり基本条例の一部改正）

第3条 基山町まちづくり基本条例（平成22年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「及び基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び基山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）」に改める。

（基山町情報公開条例の一部改正）

第4条 基山町情報公開条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号エを次のように改める。

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

（基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第5条 基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「、基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）第12条に規定する受託者等の責務を遵守し」を削る。

（基山町条例を廃止する条例の一部改正）

第6条 基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第53条の次に次の1条を加える。

第54条 基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）は、廃止する。

#### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律が、地方公共団体に適用されるため、現行の基山町個人情報保護条例を廃止し、基山町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する必要がある。

令和5年3月10日原案可決